届出受理年月日及び受理番号	

財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

事　　項	年　月　日　及　び　記　名　押　印
本届出に係る行為は、 年　月　日から 行うことができる。	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、承継対象の事業に含まれる事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。

2　代理人が届け出る場合は、届出者本人の押印又は署名を省略して差し支えない。

3　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

4　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

5　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

6　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先 URL を記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「７　届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

7　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「８　その他の事項」欄に記入すること。

8　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

9　「２　承継の時期」欄について、本届出書受理日において、承継の時期が確定していない場合「届出受理日から６か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における承継の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。

10　「３　支払の時期」欄について、本届出書受理日において、支払の時期が確定していない場合「届出受理日から６か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における支払の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。

11　「５　承継目的等」欄中「⑶　承継対象の事業に含まれる事前届出業種」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、承継対象の事業の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

12　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」とは、届出者の最終親会社等（租税特別措置法第 66 条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。）又は届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものをいう。なお、届出者が特定組合等（法第 26 条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。）である場合はその業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）又は当該業務執行組合員の最終親会社等を記入すること。

13　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出